福岡区検察庁検察官
平成21年検第7980号窃盗被疑事件（平成21年領第3120号）　1．ハイウェイカード１枚。2．領収書１枚

大分地方検察庁検察官
平成21年検第100328号住居侵入、窃盗被告事件(平成21年領第407号)　1．ネックレス２本。2．指輪１個

福島地方検察庁検察官
平成21年検第101201・101202号特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反被疑事件（平成21年領第317号）　1．ゴルフクラブケース１個。2．バール３本。3．運動靴片方。4．領収書８枚。5．利用証明書５枚。6．駐車券１枚。7.納品書２枚。8．ショルダーバッグ１個。9．ボルトカッター１本。10．針金３本。11．ペンライト１本。12．ドライバー７本。13．プライヤー１本。14．マウススプレー１個。15．ガラス切り１本。16.ガスバーナー１個。17．ミントシャワー１個。18．ラジオペンチ１本。19．レンチ１本。20．ドライバー１ケース。21．イヤホン２個。22．手提げバッグ１個。23．プラスチックケース１個。24．吸い殻１本。25．ノート４冊。26．現金14,205円。27.ボールペン１本。28．携帯電話２台。29．メモ紙１綴

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３１３号
北海道苫小牧市澄川町４丁目11番20号
債務者　庄司　隆吉
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３１５号
北海道苫小牧市澄川町４丁目11番20号
債務者　庄司　幸代
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２１号
北海道苫小牧市弥生町２丁目９番３―104号
債務者　川合　　瞳（旧姓飯坂）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２４号
北海道苫小牧市末広町１丁目６番15号　ハイツあずま１号
債務者　佐々木早織（旧姓河内）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１７５７号
仙台市太白区鹿野１丁目５番１号　小野寺アパート102
債務者　渡辺　国泰（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６３号
宮城県多賀城市浮島字西沢33番地の34
債務者　大友　康弘
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９５号
仙台市宮城野区高砂１丁目11番地の６　アビタシオン・α201
債務者　藤原　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２５号
宮城県多賀城市八幡２丁目２番33号
債務者　羽立　　弘
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２６号
宮城県多賀城市八幡２丁目２番33号
債務者　羽立　直美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２９号
仙台市太白区佐保山16番40号
債務者　嶺岸　則昭
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３０号
宮城県塩竈市南町１番４号　門間アパート２Ｆ
債務者　阿部　由美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
福島市野田町６丁目２番34号
債務者　大林　　宏
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
福島市南沢又字古舘１番地の３
債務者　齋藤　絵美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３８６号
福島市北沢又字稲荷前２番地　市住１―13
債務者　高橋　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
福島市御山字下川原22番地
債務者　吹田ユキ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２７６号
茨城県古河市高野1396番地
債務者　永塚喜美代
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部